

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	麻績村

麻績村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：振興課 林務係

所在地：長野県東筑摩郡麻績村麻 3837

電話番号：0263-67-3001

F A X 番号：0263-67-3094

メールアドレス：omi-sinko@vill.omi.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、ツキノワグマ、ニホンザル
計画期間	令和8年度 ~ 令和10年度
対象地域	麻績村全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和6年度)

鳥獣の種類	品目	被害の現状		
		被害数値		
		被害面積 (a)	被害量 (kg)	被害金額 (千円)
イノシシ	水稻	6.4	342.3	77.7
	野菜	0	0	0
	計	6.4	342.3	77.7
ニホンジカ	水稻	42.5	2,288.6	519.5
	雑穀	0	0	0
	果樹	5.7	1,203.3	221.4
	野菜	4	1,082	179.8
	計	52.2	4,573.9	920.7
ハクビシン	果樹	0.0	0.0	0.0
	野菜	0.0	0.0	0.0
	計	0.0	0.0	0.0
ニホンザル		0	0	0
ツキノワグマ		0	0	0

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

近年、ニホンジカが村全体において著しい個体数の増加が見られ、農作物被害が山地に近い農地ばかりでなく、集落連担する人里にある農地まで及んでいる。穀類は作付けから育成期にかけて、野菜・果樹は通年で被害が発生している。イノシシは3月の雪解けから水稲収穫期にかけて、水田の踏み荒らし・掘り起し等の被害が発生しているほか、通年で野菜に被害が発生している。

ハクビシンは主に果樹のリンゴ・ブドウ等の収穫期に被害が確認できないほどに減少した。

ニホンザルは主に聖山周辺集落で年間を通じ数回散見され、民家への接近事例も報告されることから、今後の人的被害が懸念される。

ツキノワグマの目撃情報が寄せられており、人的被害が懸念される。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額	被害面積	被害金額	被害面積
農業被害総計	998.4千円	58.6 a	798千円以下	46 a
イノシシ	77.7千円	6.4 a	62千円以下	5.12 a
ニホンジカ	920.7千円	52.2 a	736千円以下	41.76 a
ハクビシン	0.0千円	0.0 a	0千円以下	0 a
ニホンザル	0千円	0 a	0千円	0 a
ツキノワグマ	0千円	0 a	0千円	0 a

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 有害鳥獣捕獲の委託 (麻績村猟友会にわな、檻、銃器による通年捕獲を委託) ② 近隣市町村との連携(捕獲期日等) ③ 猟友会への捕獲用具等購入補助及び支給 ④ わな等資格取得への助成 	<ul style="list-style-type: none"> ① 猟友会員の高齢化、後継者不足及び銃器資格者の減少 ② 捕獲用具等購入補助等経費の財源確保 ② 捕獲後の処理方法
追払いや防護柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気牧柵等被害防止対策用品の購入補助 ② 山間部の荒廃農地の解消、山林の環境整備の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ① 補助経費の財源確保 ② 地域としての被害防止対策意識の醸成
生息環境管理その他の取組	<ul style="list-style-type: none"> ① 放任果樹・食物残渣等の除去・啓発 ② 有害鳥類忌避知識の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ① 放任果樹除去普及の検討 ② 地域としての被害防止対策意識の醸成・緩衝帯整備の促進

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>当村においては、村有害鳥獣駆除対策協議会において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 被害防除のための捕獲に重点を置き、個体数調整を図る。 ③ 捕獲実施体制の強化拡充とICT技術導入による捕獲従事者の負担軽減を図る。 ④ 被害防止対策の指導及び生活環境管理等について普及啓発を図る。 <p>という基本方針を確認し、それぞれ対策を実施しており、今後もこれに沿った取組を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「被害防除のための捕獲に重点を置き、個体数調整を図る。」 <ul style="list-style-type: none"> ・特にイノシシ、ニホンジカに重点を置き、個体数調整及び捕獲を実施する。
--

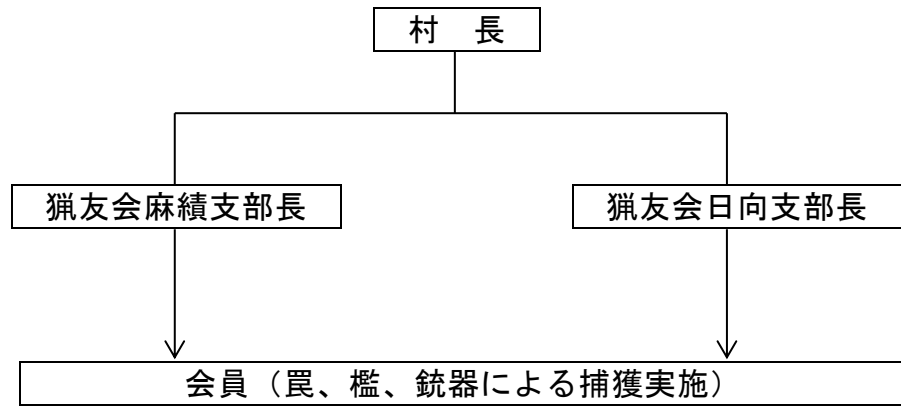
- ・必要に応じて、近隣市町村と連携を取り、広域捕獲、同日捕獲など実施する。
- ・有害鳥獣の出没傾向の情報収集及び生息数の把握調査を実施する。
- ②「捕獲実施体制の強化拡充を図る。」
 - ・麻績村猟友会に有害鳥獣の捕獲（通年のわな、檻、銃器による捕獲）を委託し、個体数調整を実施する。
 - ・わな、檻等の必要な装備の拡充を進める。
 - ・鳥獣被害対策実施隊員に、被害防止対策の実施に積極的に取り組む村猟友会員を加え捕獲体制の強化を図る。
 - ・新規狩猟免許取得のための講習会の開催及び免許の維持経費軽減への補助を実施（3年間）し、捕獲従事者の拡充を進める。
 - ・IoT機器の導入で捕獲従事者の見回り等に要する労力の軽減を図る。
- ③「被害防止対策の指導及び生活環境管理等について普及啓発を図る。」
 - ・電気牧柵や防護柵設置等の農業被害防止対策の指導・助言を実施する。
 - ・電気牧柵や防護柵設置等以外の防止策（緩衝帯整備・荒廃農地解消等）の指導助言を実施する。
 - ・地域住民の自主的取り組みへの支援をするため、研修会の開催や講師・技術者等の派遣を実施する。
 - ・農地や集落内に放棄果樹や野菜くず等、鳥獣を呼び寄せる誘引物が存在しないように住民に周知する。
 - ・緩衝帯整備等獣が出没しにくい環境を整備する。
- ④その他
 - ・有害鳥獣駆除対策協議会において、有害鳥獣被害防止対策の方針・計画について検討する。
 - ・農作物・農地等被害の正確な被害状況の把握方法の確立に努める。
 - ・長野県が推進する広域的な捕獲・個体数調整事業に参加する。
 - ・近隣市町村との連携により対策を進めるため、担当者連絡会等を設け、情報交換等を行う。
 - ・捕獲後の処理方法、施設整備等の検討。
 - ・ニホンザルについては現在管内では大規模な群れは確認されていないため、出没が報告される地域において、ロケット花火やエアガン等を用いた威嚇などを集落一丸となって実施し、追い払いを中心とした群れを寄せ付けない対策を講じる。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

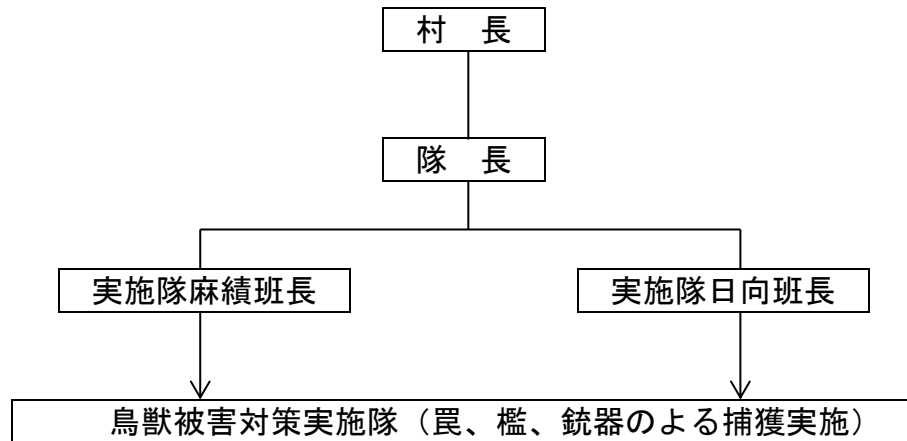
3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

麻績村猟友会に捕獲を委託し実施する。



麻績村鳥獣被害対策実施隊による捕獲



- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン	くくり罠、捕獲檻の補充、捕獲奨励金の実施、新規資格取得者への経費負担軽減を実施
8～10年度	ニホンザル	目撃情報の増加に伴う追い払い等警戒体制の強化

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として県の特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲を実施する。 ・ 異常気象や鳥獣の生態の変化から生息域が変化している状況が見られること、またイノシシ・ニホンジカともに個体数の増加が見られることから、前年実績以上の捕獲を目標として捕獲計画数を設定する。 ・ ニホンザルについては、現在大規模な群れが観測されていないため、追い払い活動を優先し、やむを得ず捕獲する場合にあっては、特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。(※第4期ニホンザル保護管理計画について、当村が計画地外となっているため、変更について県との協議を継続する。) ・ ツキノワグマは県の特定鳥獣保護管理計画に基づき必要に応じて捕獲を実施する。 	

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ	50頭	50頭	50頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ハクビシン	20頭	20頭	20頭
ニホンザル	必要数	必要数	必要数
ツキノワグマ	1	1	1

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
①わなによる捕獲 ・被害報告等情報提供の中で、場所・時期を設定し実施 ②銃器による捕獲 ・猟期終了後の農繁期前に重点捕獲を実施 ・各種農産物、特にイモ類、水稻、果樹（リンゴ）の収穫期においても実施を検討

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
 2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
(該当なし)

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
麻績村	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m	電気柵 2,000m

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	整備内容		
	8年度	9年度	10年度
イノシシ ニホンジカ	電気柵管理・維持 林内での対象獣種 追上げ	電気柵管理・維持 林内での対象獣種 追上げ	電気柵管理・維持 林内での対象獣種 追上げ

- (注) 侵入防止柵の管理・追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8~10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン ニホンザル ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物被害調査 ・ 被害防除研修会、資格取得講習会の開催 ・ 捕獲用具の購入 ・ 里山整備を兼ねた被害防除緩衝帯整備の実施 ・ 荒廃農地の解消 ・ 追い払い用品資材の購入

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

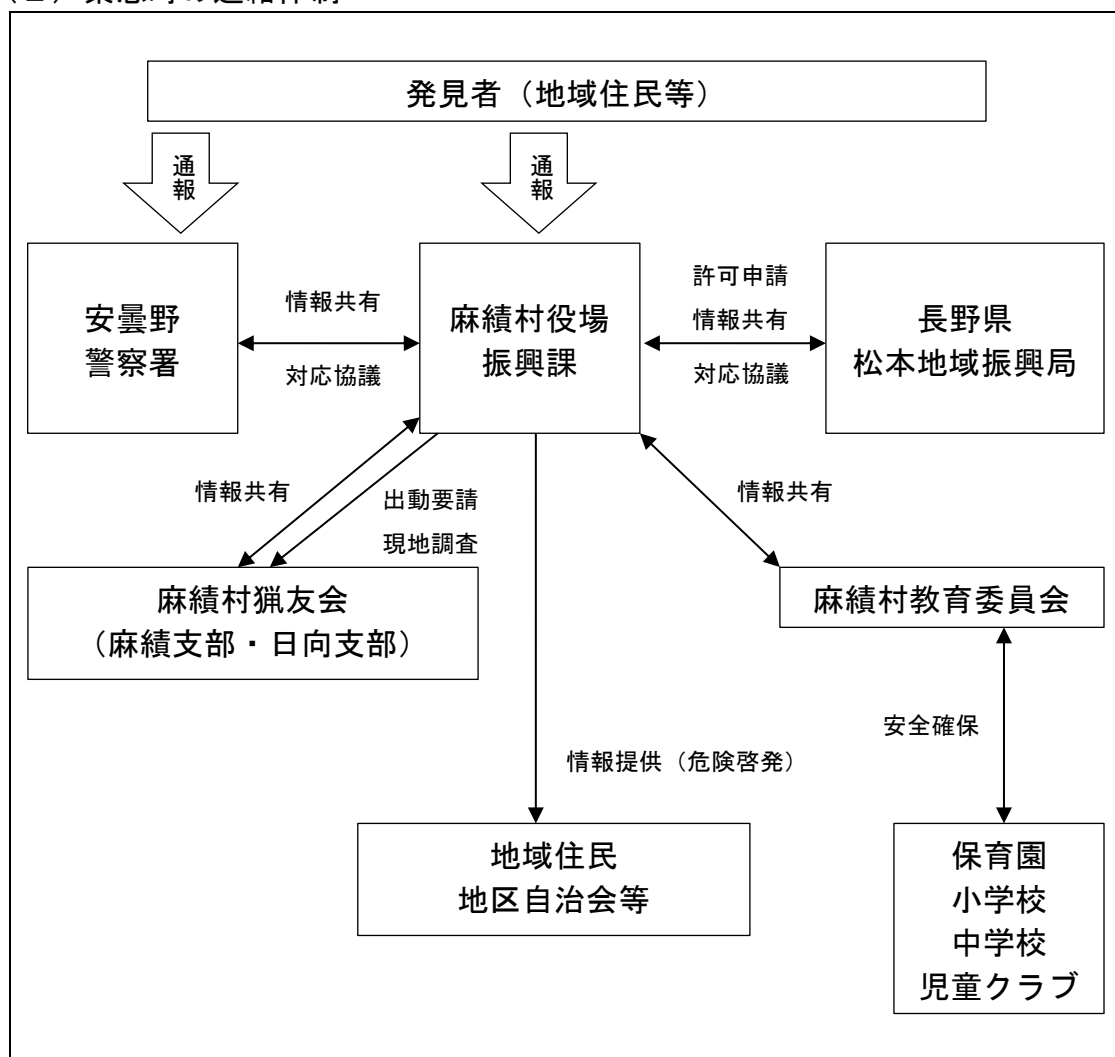
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
麻績村	情報の取りまとめ 緊急時の現場対応 広報無線等による危険啓発 長野県、警察署、猟友会等への連絡調整 鳥獣捕獲申請等の事務
麻績村教育委員会	保育園、小中学校、放課後児童クラブ等との連絡調整
麻績保育園、麻績小学校、筑北中学校、放課後児童クラブ	園児、児童及び生徒の安全確保
麻績村猟友会	現地調査、追い払い、捕獲への協力等
長野県	情報の取りまとめ 助言 鳥獣捕獲許可等の事務
安曇野警察署	情報の取りまとめ 地域住民の安全確保 現場周辺での注意喚起等

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ①食肉利用
- ⑤ 埋設・焼却又は自家消費
- ③処理施設等整備を進める

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用可能な獣種について、処理加工が可能な施設に搬送し、食肉利用の推進を図る。 全体捕獲数の6割程度を目標とする。
ペットフード	食品利用が難しい場合、ペットフードとして利用が可能であれば、処理施設での加工利用を図る。 全体捕獲数の1割程度を目標とする。
皮革・その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	オスニホンジカの角について捕獲した従事者が可能である場合、村の直売所等で販売可能な製品として加工・販売を図る。 個人消費にあたるため目標値の設定は行わない。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

<p>食品加工については、美麻ジビエ工房及び総合マネジメントコンタに食肉利用を依頼し、捕獲従事者による捕獲個体の搬入先とする。また、両社を搬入確認者として依頼・任命する。</p> <p>ペットフード利用については、総合マネジメントコンタに依頼し、食肉加工が望めない個体について、利用検討を依頼する。</p>

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	麻績村有害鳥獣駆除対策協議会
構成機関の名称	役割
麻績村	村長＝協議会長、事務局、捕獲計画等の策定
麻績村猟友会	有害鳥獣の捕獲、野生鳥獣生態に関する指導
松本ハイランド農業協同組合	被害状況の収集
松本広域森林組合	緩衝帯整備及び指導
麻績村農業委員会	遊休荒廃農地等の状況調査・把握
麻績村農業後継者クラブ	農業従事者の育成、遊休農地の解消
鳥獣保護管理員	被害状況、出没状況、生息状況等の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会	松本地域における鳥獣被害防止対策全般
中信農業共済組合安曇野支所	農作物被害に対する共済、支援
安曇野警察署	保安、安全管理指導

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年10月1日 鳥獣被害対策実施隊設置
平成28年12月9日 捕獲を行う隊員を実施隊員に加える
隊長：振興課長
班長：猟友会各支部長 2名
隊員：猟友会員、振興課担当職員

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(該当なし)

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

新しい技術の習得や情報を得るため、また他地域の情勢等を把握するために、必要に応じて関係機関とともに先進地域視察や研修会を実施する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

<変更履歴等>

策定：令和8年3月25日付け7森推第1178号同意